

4. 一体的な保全・管理、活用・展開方策の検討

利根運河流域（河川及び運河沿いの農地）における自然・歴史・人（活動）のネットワークの形成方策等の検討を行った。

(1) 自然のネットワークに向けて

自然や歴史と調和した美しい空間づくりを実現するためには、メリハリのある土地利用が肝要である。人の生活上の快適性を優先する場所と、産業（農業）と自然との調和をはかっていく場所、自然環境を優先する場所、そしてそれらをつなぐ緩衝地域（バッファゾーン）とが長期的な視野のもとで計画され、保全・再生・整備されていく必要がある。

スプロールにより無秩序に市街地が広がる都市郊外部に位置する利根運河周辺地域においては、つくばエクスプレスの開通などにより新たな都市開発が進行している。秩序ある土地利用を図っていくためには、水辺や湿地、樹林地といった自然環境をどう保全・再生・管理・活用していくかが、その鍵をにぎっていると考えられる。

利根運河周辺地域の場合、利根運河に垂直になる形で南北に類似する土地利用の地域が並んでいる（図4）。従って、それぞれの土地利用は利根運河の存在によってつながることになる。

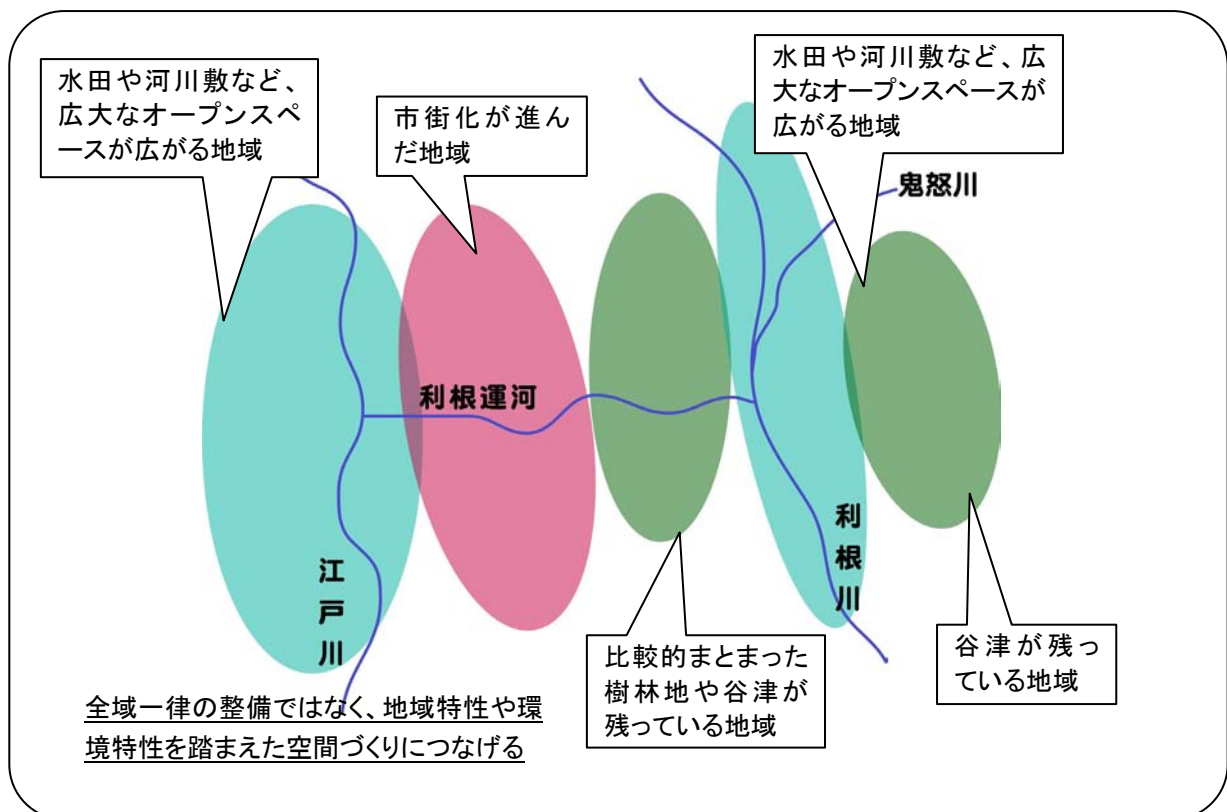


図4 利根運河周辺地域の自然環境の骨組み

利根運河地域における自然環境の保全・管理を考える際には、その地形やその地域に典型的な自然環境を基本としながら、その自然を基盤として成立してきた地域の産業や暮らしの風景などについても考慮していく必要がある。

利根運河地域において保全すべき典型的な環境は、およそ次の4類型からなると考えられる。

- ・ 谷津環境：谷津地形を利用した谷津田および斜面林
- ・ 田園地帯：広大な低地を利用して広がる田園地域とおよび点在する屋敷林・社寺林
- ・ 河川敷・水辺：河川の氾濫などによって形成される湿地・沼地、河原
- ・ 樹林地：平地林や台地の周縁部につながる斜面林

これらの環境を保全し管理していくことにより、利根運河地域における自然や歴史と調和した美しく魅力ある空間の形成が可能になると考えられる。

保全すべき環境の特性を、典型的な類型ごとに整理するとともに、利根運河周辺地域における現況の把握に基づき、特に自然環境の保全・活用において重要な地域（図5）、及びエコロジカル・ネットワークのイメージ（図6）を示した。

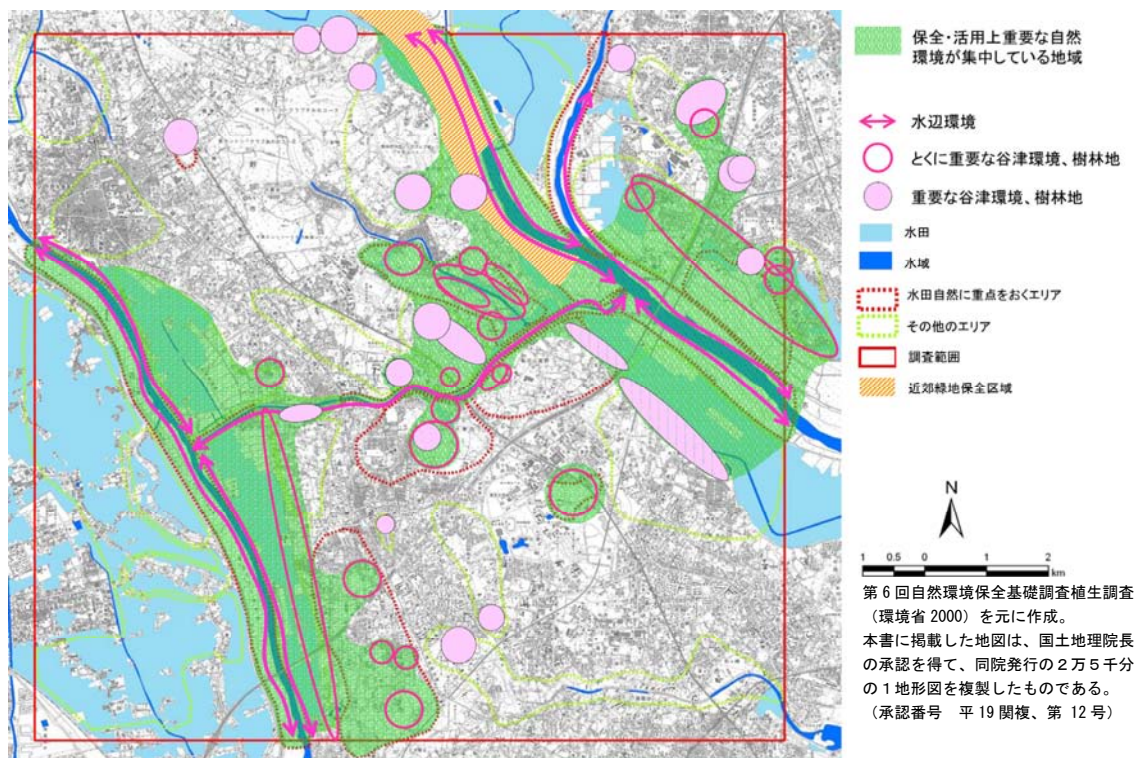


図5 自然環境の保全・活用において重要な地域

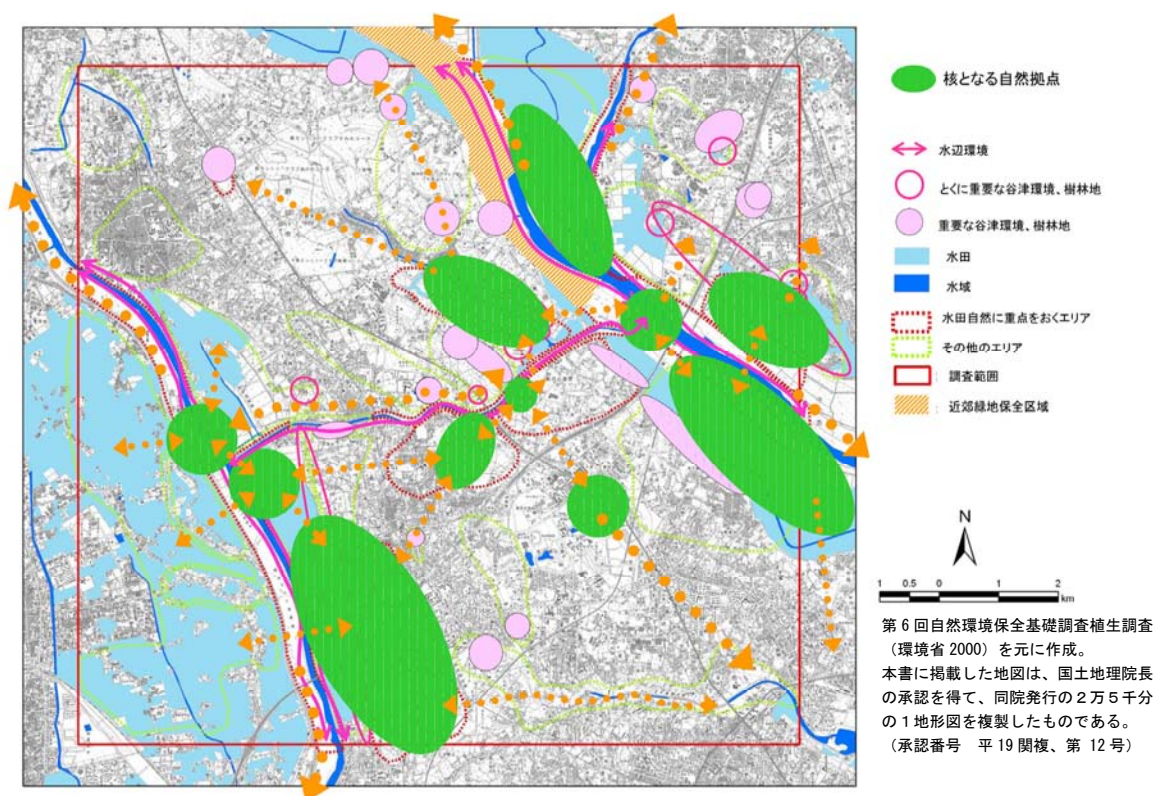


図 6 エコロジカル・ネットワークのイメージ

また、図 6 より、下記の 6 つの自然拠点をとり上げ、それぞれにおける自然の保全・再生・管理の考え方を取り組み案として提示した。

- ① 利根運河・利根川口における湿地再生
- ② 利根運河・江戸川口における農業用水路を活用したビオトープの創出
- ③ 江戸川の河川敷における湿地・ワンドの再生
- ④ 利根川沿い調節池地域における氾濫源としてのエコアップ
- ⑤ 江川・三ヶ尾エリアにおける自然と農が調和した保全・活用
- ⑥ こんぶくろ池における土地担保性向上と保全管理活動の拠点整備

(2) 歴史・文化資源のネットワークに向けて

歴史・文化資源については、資源にまつわるエピソード、地域と地域の昔からのつながりなどの「逸話」、視覚的に感じることができる「伝統行事」、「建築物」に大きく分けることができる。「逸話」が後世へと受け継がれていくためには、「逸話」のもつ意味と意義を理解し、それを記録として残し活用していくことが求められる。また、「伝統行事」、「建築物」についても、「その行事がどのような意味をもっているのか」「なぜ、この地に建築物が建てられた（場合によっては移設した）のか」を理解することが必要であると考えられる。そこで、それぞれの歴史・文化資源がもつ意味や意義について記録し、同時に人々の心の中に意味と意義を記憶として活かし続けていくための検討を行った。

a. 歴史・文化資源を活かすネットワーク

歴史・文化資源を活かすネットワーク形成では、「地域」のつながり、「古道」によるつながり、「渡し」によるつながりの3つを軸として、それぞれにまつわる「意味」・「意義」を含めることで、個々の歴史文化資源が息づくような結びつきが表れてくると考えられる。この3点から情報をとりまとめ、エコパーク・ツアーの検討材料とした。

「地域」のつながりとしては、利根川、江戸川、利根運河の開削により分断された地域についてのエピソードや地域間の往来を表すエピソードなどの概要をとりまとめた。「古道」によるつながりについては、主な旧街道と明治22年に夏目漱石が通ったと考えられるルートについてとりまとめた。「渡し」によるつながりについては、現在は「渡しの跡」として伝わっている地点や石碑が残されている地点について把握した。以上を周遊ルートの設定の参考とした。

b. 統一感をもった景観形成について

自然のネットワークと歴史・文化資源のネットワークのそれぞれの展開方策の考え方を、一体性をもった取り組みとして推進していくためには、「景観」という共通の視点により調和させていく必要があると考えられる。特に、利根運河は、「近代土木遺産」としての価値と、運河開削より100年以上経過し、運河に起因する自然環境も形成されてきた特徴がある。統一感をもった景観が維持されている地域は、心地よい景色の連続性と美しさが保たれ、散策や来訪時の魅力を増やすものとなる。

利根運河全体の景観については統一感を持たせつつ、いくつかのゾーン分けし、特に堤外景観において、自然景観のゾーン、水辺のふれあい景観のゾーンといったゾーンごとの景観方針を提示することが望ましい。利根運河の延長は約8.5kmに渡り、運河周辺の地域景観も田園風景から樹林地、住宅地まで複数のタイプがあることから、ゾーニングを行い、根底に流れるテーマを意識しながら、それぞれの特性を活かした景観方針を検討していくことが妥当であると考えられる。

(3)活動（人と人）のネットワークに向けて

これまでの自然資源及び歴史・文化資源のネットワークの方針を踏まえ、地域資源を活かす活用方策として、歴史・文化資源と自然資源を効率的・効果的に結んだエコパーク・ツアーのモデルコースの検討を行った。同時に、地域の団体をつなぐ活動のネットワークや人材育成のネットワーク、エコパーク・ツアーに都心住民を利根運河地域に呼び込むための方策及びネットワークの考え方の整理・検討を行った。

a. 場と人をつなぐネットワークの形成

利根運河周辺地域において、自然環境の保全・管理やまちづくりを目的に活動しているNPO法人、市民団体は近年増加している。他方、自然環境保全のための維持管理作業や、農地の維持、耕作のための作業では、安定的な人員の確保と専門的な技術・知識をもった人材が必要となり、より多くの市民参加が求められている状況にある。既存の市民団体の活動の支援や連携を図り、この地域で活躍する人材を更に育成していく必要があると考えられる。

- ・ 活動団体によるネットワークの形成
- ・ 学生の活躍・学習の場の提供
- ・ 新たな人材の育成

b. 地域資源を活かす活用方策

基礎調査では、エリア単位での情報を整理し、地域資源の抽出を行った。その結果を考慮して、「古道（古街道）」と「渡し」に注目し、エリア内の地域資源をつなぐ周遊ルートモデルの検討を行った（図7）。また、体験学習や環境教育等の面からは、周遊ルートだけではなく、特定の場において実施されるものもあることから、合わせて地域資源の場としての観点からの活用方策についても検討を行った（図8）。

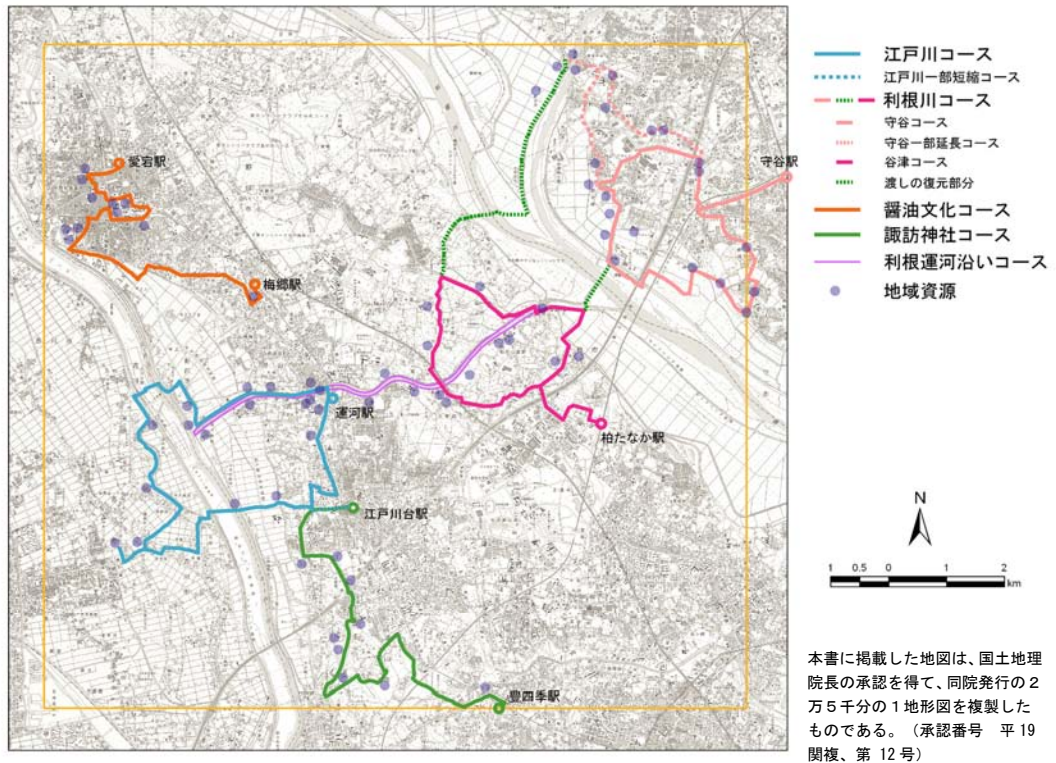


図7 景観を楽しみながら時代の息吹を感じるコース

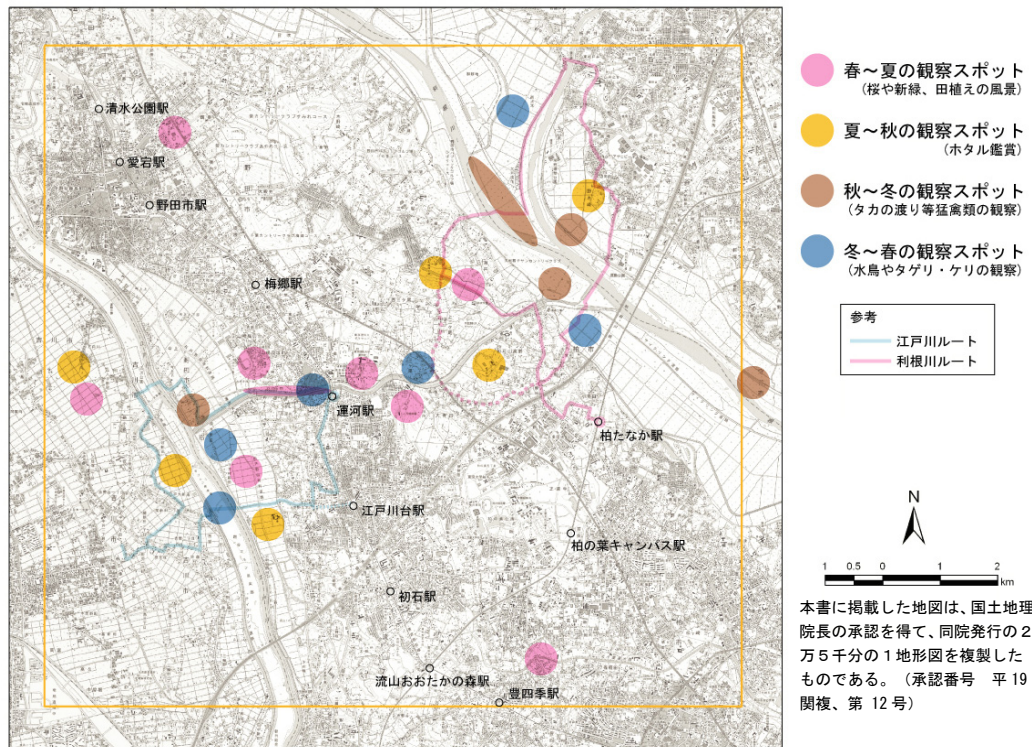


図8 野生の生きものたちの営みを感じるスポット

c. 地域間を結ぶ導線のネットワーク

利根運河周辺地域への主要なアクセス方法を整理し、導線のネットワークの考え方について検討を行った。

- ・ つくばエクスプレス（TX）の活用
- ・ 鉄道沿線から、利根運河周辺へと訪問する経路の活用
- ・ 自動車によるアクセスへの対応

d. 「人」を呼びこむ情報のネットワーク

情報のネットワークについては、情報発信の対象とする主体によって、発信手段、媒体、展開方法が異なることから、対象とする主体ごとの情報発信メニューの提示が必要である。

1. インターネットによる情報発信：ホームページを活用することで、すべての対象への情報をカバーすることができる。
2. パンフレット、ポスター等の活用：目的を持った人たちや、導線の拠点となる場、地域の人々に密着した情報を発信するときに大きな効果を発揮する。
3. 総合案内所：鉄道駅等の周辺に、利根運河周辺地域に訪れた人に対して、各エリアへのアクセス情報、季節ごとのおすすめ情報等を随時発信する機能をもった総合案内所等を設置することも効果的な方法であると考えられる。

5. 成果とりまとめ

本調査・検討の結果のとりまとめ、HP「利根運河フォーラム」、「利根運河流域宣言」、「利根運河エコパーク（将来像）」、「利根運河エコパーク（アクションプログラム）」の4つの成果を示した。

(1) 「HP 利根運河フォーラム」

本調査において実施された調査結果及び情報等を、地域内外の一般市民に広く分かりやすく発信し、利根運河周辺地域の魅力を高め、潜在的な利根運河周辺地域への来訪者の獲得を通じた地域振興・活性化を図ることを目的として、インターネット上に下記内容を含むHP「利根運河フォーラム」(URL: <http://toneunga.web.infoseek.co.jp/index.html>) を開設し、随時情報を更新し情報の充実を図った。主な内容を以下に記す。

- ・ **国土施策創発調査についての紹介**: 本調査が採択を受けた国土施策創発調査の目的・意義についての説明と、本調査の概要を紹介。
- ・ **本調査業務についての紹介**: 平成18年度国土施策創発調査「自然や歴史と調和した美しい地域空間実現方策調査」の調査内容、趣旨等の概要を掲載し、調査の流れを紹介。
- ・ **本調査の進捗状況・調査成果の掲載**: 本調査の推進体制・検討状況を明確にするために、検討委員会での配布資料（一部抜粋）と主な発言を掲載。また、本調査の成果に関するページを設置。
- ・ **「利根運河写真館」の設置**: 地域の紹介の一環として、「利根運河の生態系を守る会」より提供を受けた平成18年度「写撮るウォーク」の入賞作品の一部を掲載。
- ・ **「良い景観・悪い景観についての写真・情報募集」の実施**: 地域のよりよい景観を形成する上で重要となる景観要素を把握するため、平成18年12月11日から平成19年2月19日までの期間に、「良い景観」及び「悪い景観」について文章または写真付きの情報を募集。地域住民または来訪者の目から見た景観要素について100件を超える情報が寄せられた。それにより、自然的・歴史的資源の良好な状態が地域の魅力に貢献している一方、周囲と調和しない建造物やゴミなどが景観を阻害する要素として把握・再確認された。
- ・ **ブログ風日記「みんな集まれ！利根運河フォーラム」の設置**: 「利根運河フォーラム」トップページよりリンクしたブログ風の日記を開設し、利根運河周辺地域の時節に合った身近な話題を中心に発信した。
- ・ **リンクページの設置**: 関係5市、関係機関を中心としてリンクを掲載。「運河」のキーワードでつながるホームページへのリンクについても掲載。

(2)「利根運河流域宣言」

利根運河周辺の今後の地域づくりの基本方針をとりまとめ、今後、施策の実施に合わせて発表する予定の流域宣言（案）を作成した。

a. 序文「起」本調査提案の背景と地域の課題

都市郊外部の利根運河流域では、自然や歴史・文化等の地域資源を活かした地域活性化や利根運河の市民の憩いの場への転換、田園環境の保全などの課題を抱えている。

利根運河流域は、利根川・江戸川・鬼怒川などの河川や谷津田が連結する水と緑による生物多様性に富んだ地域であるとともに、かつては舟運によって川沿いを中心に地域独自の文化を創出するなど、歴史と文化に恵まれた地域であった。しかし近年の陸上交通機関の発達や治水事業、都市開発等の進展に伴い、舟運を中心に育まれてきた歴史・文化資源の多くが失われてしまい、また、一定の管理のもとに保たれてきた貴重な自然や田園環境も放棄・荒廃している現状にある。このような現状を踏まえ、河川環境を重視した市民の憩いの場への転換や田園環境の保全管理という課題を抱える利根運河流域では、これまでも前述の課題に係る自然環境保護対策基本計画の策定等の施策が展開されてきたものの、自治体ごとに個別に施策が実施されているのが現状であり、水と緑、歴史、文化が調和した美しい地域の景観が損なわれ、また地域活力も停滞している状況にある。

b. 目的「承」本調査の目的とねらい

この度の「自然や歴史と調和した美しい地域空間実現方策調査」において、利根運河流域全体の自然や歴史文化など、魅力ある地域資源の一体的な保全・管理、活用・展開方策について検討し、自立の促進と誇りの持てる地域の創造、流域連携のモデルづくりを目的とする検討委員会を発足した。

本調査を契機として、かつて舟運が行われていた頃の自然の連続性、共通文化、ひとつの経済圏のまとまりを再認識し、自然・歴史・人（活動）のネットワークを再形成することにより、自然や歴史と調和した美しい地域空間を実現する。

c. 目標「転」本調査の結果を受けた目標

今後の美しい利根運河流域の形成にあたり以下の基本目標を掲げ、特に核となる利根運河については地域の自然や歴史的資源を将来に渡って守り、活かし、さらに魅力ある運河を目指すものとする。

利根運河流域の市民と行政が連携して取り組みます。

利根運河流域において健康と福祉の充実を図ります。

利根運河流域において教育・文化の充実を図ります。

利根運河流域において環境都市の整備を進めます。
利根運河流域において生活環境の整備を進めます。
利根運河流域において産業振興・活性化に努めます。
利根運河流域において市民交流の充実を図ります。

d. 展望「結」本調査の目標を実現するための展望

わたしたちは、自然や歴史と調和した美しい利根運河流域の形成に当たり、核となる自然を保全してつなぐエコロジカル・ネットワークの形成が重要であることを認識し、今後、以下の取り組みを検討する協議会をつくり、互いに連携し行動することをここに宣言する。

- 一． 魅力ある地域資源を守るために行動します。
- 一． 魅力ある地域資源を活かすために行動します。
- 一． 魅力ある地域で人々が活躍するために行動します。
- 一． 魅力ある地域に人々を呼び込むために行動します。

(3)「利根運河エコパーク（将来像）」

航空写真、地形図、植生図などから把握した現況を踏まえながら、3回の検討委員会及び2回の河川専門委員会での議論等から把握された「自然や歴史と調和した美しい地域空間」の要素を考慮して、目指す将来像を描いた（図9、10）。将来像図作成の目的は、視覚的に表現することで、目指す将来像の共有と浸透を図ることである。

調査対象地域全体を表した図は、利根運河を中心に据え、利根川及び江戸川の上流側から流れに沿って下流側を眺めることをイメージして鳥瞰図を描いた。さらに、特に利根運河に焦点を当て、情報を追加した図も作成した。それぞれの図には、地上からの図を挿入し、より具体的な内容を表現した。

利根運河については、上流側と下流側それぞれについて、将来像図を作成した。一方、その他の挿入図は、地域内の景観を参考としてはいるが、特定の場所（例、新川耕地、野田中心市街地など）の将来像と捉えるのではなく、一般的な環境（例、田園環境、谷津環境、歴史的街並みなど）として表現するのが意図である。

将来像図作成に当たり、下記を要素として取り込むことに留意した。

- ・ 鳥瞰図では、広々とした田園や谷津環境を描き農業が維持されている様子を表現するため、斜面林やまとまった樹林地を描き自然の連続性が確保されている様子。
- ・ 自然の連続性が維持されていることや健全なエコロジカル・ネットワークが存在していることを表す代表的な種。
- ・ 自然、農業、景観を維持する活動や歴史文化を守る活動などが行われている様子を表す、様々な活動を行う人や、人の活動を暗示するもの。
- ・ 四季折々の楽しみ方があることを表す、それぞれ違った季節設定。



図9 利根運河周辺地域将来像図



図10 利根運河将来像図

(4)「利根運河エコパーク（アクションプログラム）」

アクションプログラムは、エコパーク実現に向けた構想を具体的な施策に結びつけるための道筋を提案することを目的とする。

a. プログラム1：魅力ある地域資源を守るためのアクションプログラム

利根運河周辺地域に息づく魅力ある地域資源を効果的に活かすためには、その価値が永続的・公益的に守られることが基本となる。保全の観点から重要とされる地域について、土地の担保性を高めるための施策を推進する必要がある。さらに、重要な自然と自然をつなぐ、エコロジカル・ネットワークの形成の実現が望まれる。

●施策メニュー

利根運河周辺地域において自然や歴史と調和した美しく魅力的な空間づくりを進めるためには、基盤としての自然環境が将来にわたって持続的に保全・管理されていくことが重要となる。そして、利根運河周辺地域における広域的な自然環境の将来像としては、国土形成計画においても示される予定のエコロジカル・ネットワークの形成を視野に入れることが重要である。

エコロジカル・ネットワークの実現を図るための検討としては、次の4つの視点からの取り組みが必要となる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 土地利用を規制・誘導する法制度の適切な運用による土地担保性の向上② 永続的な担保と地権者ニーズを踏まえた行政による重要地域の買い上げ③ 保全・管理・活用を行うための仕組みづくり、人材育成④ エコロジカル・ネットワークへの理解・協力の推進（情報発信） |
|---|

土地利用の適正な規制をはかり土地の担保性を高めるためには、単なる土地利用の規制のみならず、地権者が求める際には、行政（国・県・市）が土地を買い取る措置や管理のための支援が充実した法制度を導入することが望ましい。

こうした要件を備え、当該地域の実情に適した法制度としては、以下の国土交通省による制度が挙げられる。

指定要件及び土地買い取りの際の費用負担の面なども考慮すると、

- 広域的な地域を対象とした取り組み→「近郊緑地保全区域への指定」
 - 保全上特に重要な地域を対象とした取り組み→「近郊緑地特別保全地区」への指定
 - 個別緑地や小規模緑地を対象とした取り組み→「特別緑地保全地区」への指定
- すなわち、「首都圏近郊緑地保全法」と「都市緑地法」の二つの法制度の導入が有効であると考えられる。

■「利根川・菅生沼近郊緑地保全区域」の指定拡大、「特別保全地区」の新規指定

現在、利根運河周辺地域の一部に該当する野田市の利根川河川敷は「利根川・菅生沼近郊緑地保全区域」(2,448ha)に指定されている。この指定区域を利根運河沿いへの指定地拡大、江戸川沿いの地域への新規指定、その中でも特に自然環境上の重要な区域については、「特別保全地区」への指定を目指すことが望ましいと考えられる。

■特別緑地保全地区への指定

都市内に個別に存在する重要緑地や、規模は小さいものの重要な緑地の保全については、小規模であっても指定が可能な「特別緑地保全地区」への指定を目指すことが有効となる。

指定に際しては、面積規模によって手続き及びスケジュールが異なる。10ha以上の場合は都道府県による都市計画決定、10ha未満の場合は市による都市計画決定に向けた手続きを進める必要がある。

■管理協定制度の活用による特典

「近郊緑地保全区域」「近郊緑地特別保全地区」「特別緑地保全地区」の指定地区においては、緑地としての適切な維持管理を支援するため「管理協定制度」が創設されている。管理協定の締結により、地権者にはメリットが得られる仕組みとなっている。管理協定の締結は、土地所有者にとって次のようなメリットがある。

- ・地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、地権者による管理の負担が軽減される。
- ・近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、さらに 2 割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。
- ・「近郊緑地保全区域」「近郊緑地特別保全地区」「特別緑地保全地区」等の指定地域で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

■各縣市における既存制度を活用した保全の推進

緑地等の保全・管理に関しては、各縣市ごとの条例や要綱・協定等の制度による保全・管理への取り組みが進められている。これらの制度も税金の減免や補助金交付などがあることから、利根運河周辺地域においても広域的・一体的な「首都圏近郊緑地保全法」や「都市緑地法」と合わせて活用し、緑地や水辺などの保全、ネットワークの再生を進めることが有効である。

b. プログラム 2 : 魅力ある地域資源を活かすためのアクションプログラム

利根運河周辺地域の魅力ある地域資源を活かす上で、良好な景観の形成は極めて重要な役割を担っている。良好な景観は、地域の自然や歴史文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成された地域固有の個性であり、観光や地域間の交流の促進を通じた地域の振興・活性化に大きく貢献する資源と言える。

利根運河周辺地域では、今回の調査を通じて地域住民のみならず東京圏からの来訪者をも惹きつける良好な自然や歴史的景観の集積地域であることが改めて明らかになった。そのため平成 17 年より施行された「景観法」の適用による良好な景観形成のための支援制度の導入を想定し、魅力ある景観資源を活かすための取り組みを検討することが有効と考えられる。

●施策メニュー

利根運河周辺地域の景観資源の活用については、5 市におよぶ広域が対象となるため、景観施策の実施者としての役割が求められる各市の共通認識のもとで利根運河周辺の良好な景観形成という目標のために、広域的な連携を図り「景観法」に規定された景観計画を共同で策定し、「景観形成推進事業費」を最大限活用することが有効である。

c. プログラム 3 : 魅力ある地域で人々が活躍するためのアクションプログラム

良好な景観（自然及び歴史。文化的要素を含む）を楽しむ活動や、活動を通じてより良い景観をつくり出したり維持したりする相互作用により、美しい地域空間が実現するよう、地域の資源の保全・管理や地域の魅力を伝える人材を育成する施策を実施していくことが有効である。

●施策メニュー

地域経済の活性化や雇用機会の創出を目的とする人材育成を支援する国の事業として、内閣府の「地域再生に資する NPO 等の活動支援」、厚生労働省の「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」などがある。いずれも地域再生計画に基づく実施を前提とし、事業を位置づけた地域再生計画の作成が必要となる。また、地域再生計画の中には、人材育成などソフト事業の他、地域の創意工夫による多様な地域づくりの取り組みを位置づけることが可能である。利根運河周辺地域においても地域再生計画の作成を行い、人材育成などのソフト事業の支援事業採択を目指すとともに、地域主体による総合的な空間づくりに向けた様々な事業展開を目指すことが有効である。

d. プログラム 4：魅力ある地域に人々を呼び込むためのアクションプログラム

良好な景観を活用して地域の活動が充実すれば、来訪者も楽しめる活動に発展し、また、来訪者が参加することで地域の活動に活気が生まれると考えられることから、本地域の魅力を積極的に発信し、地域間交流を盛んにして人を呼び込むことが有効と考えられる。

●施策メニュー

良好な自然環境を保全し、統一感のある景観を形成し、地域で活躍する人材を育成するという、プログラム 1 から 3 までの目的は、利根運河周辺地域の魅力を更に高める施策となっている。プログラム 4 では、魅力の高まるこの地域を、多くの人に訪れてもらい、いずれはこの地域に定着し、新たな人材となって活躍していくなど、より良い保全、景観形成、人材育成へとフィードバックしていく仕組みを確立することが有効である。

そのためには、この地域へ人を呼び込むことに係わる各種の主体が協働して各主体の特性を活かした事業を展開することが望まれる。このような観点から、関係 5 市、各市の観光協会、各市の商工会、バス及び鉄道を運営している公共交通各社（地域を担当する支社又は意志決定権を持つ本社部署等）、活動団体等を構成メンバーとした協議会を設立し、周遊パスや共同キャンペーン等、利根運河周辺地域へと人を呼び込むとともに回遊性を高め、地域経済を活性化するような施策の展開を実施するための検討を行うことが有効である。

ホームページ、インターネット等の情報通信網を活用し情報発信を行い、アピールを行うとともに、キックオフイベントとして、「全国運河サミット」を開催し、利根運河周辺地域への興味を広く喚起する活動も合わせて行う。「選奨土木遺産」（平成 18 年 9 月 1 日）や、「美しい日本の歴史的風土準 100 選」（平成 19 年 1 月 31 日）に選定されるなど、利根運河の地域資源としての評価は高まってきていることから、全国区の知名度を誇る地域の「たからもの」として広くアピールしていくことを目指すことが有効である。

また、この協議会を元に「実践プラン」を作成することができれば、国の「観光地域づくり実践プラン事業」に申請し、実践プランで位置づけられた区域内における国土交通省所管の各種事業が、実践プランの目的に則った形で実施されるようになる。

e. 重点取り組み事項

核となる利根運河については、地域の自然や歴史的資源を将来に渡って守り、活かし、さらに魅力ある運河とするために、先導的な取り組みを提案する。

①利根運河の水環境改善方策

河川専門委員会における調査・検討結果によって、利根運河の水環境改善における主要な課題は、水質向上と流量確保であることが明らかとなったことから、今後の対策として、流域の汚濁負荷量低減と導水による希釈及び流量確保に取り組むことが重要である。以上の背景を踏まえ、「流域の汚濁負荷量低減対策」、「利根川からの導水による希釈と流量確保」について検討した。

②利根運河の生物多様性に貢献する堤防草本管理と生態的回廊の形成

利根運河の河川区域内においては、周辺地域の良好な自然環境と相まって多数の希少動植物を含む生物多様性に富んだ区域となっている。一例を挙げると、8.5kmにわたって連なる堤防法面では、これまでに、28種におよぶ絶滅の危機に瀕する植物（環境省レッドデータブック掲載種9種、千葉県レッドデータブック掲載種26種）の生育が確認されている。平成9年の河川法改正において、治水・利水と共に“河川環境の整備と保全”が河川事業の目的に位置づけられたが、利根運河においては平成18年の「利根川水系河川整備基本方針」で、“緑豊かな水辺の回廊として人と水辺空間のふれあいの場”としての方向性が示され、さらなる環境重視の河川事業の展開が期待されているところである。以上の背景を踏まえ、治水への役割が相対的に軽減し河川区域内の環境事業への自由度が高まった利根運河ならではの取り組みとして、「生態的堤防草本管理活用方策」、「ハンノキとミドリシジミによる利根運河エコロジカル・コリドーの形成」について検討した。

③新川耕地内国有地の活用

利根運河は、昭和14年(増補計画)から平成18年2月までの間、一貫して利根川から江戸川に500m³/sの洪水を配分する計画が受け継がれてきた。こうした計画の具現化に向けて、江戸川口には、利根運河から江戸川への合流の影響を小さくするために、流れを下流へと導く導水路の建設用地が、新川耕地内に約9haの国有地として確保されてきた。

その後、平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」において、利根運河が担うとされてきた500m³/sの配分は除外されることとなった。これを受けて、当該国有地の治水のための使用目的は外され、他の目的での有効活用が可能となった。

一方、利根運河最下流の水質は劣悪ながら、運河沿いの新川耕地における環境的価値は近年高く評価されており、当該調査においても、氾濫原耕地の自然性と

希少動植物の生息状況の2指標において最高ランクの評価となった。また、当該地は、利根運河会社の跡地、ムルデルが2年間を過ごした宿舎跡等、利根運河に関する歴史の宝庫でもあり、利根運河の歴史を学ぶシンボル施設の整備を望む声もある。

また他方、地元自治体の流山市では、「流山市緑の基本計画」(平成18年3月)において、当該地に「レクリエーション・リラクゼーション機能を有する総合公園の整備を促進」することを謳い、当該地の将来的な活用を位置づけている。

以上の背景を踏まえ、「江戸川流入に際しての分流によるビオトープ型水質浄化(自然)」、「利根運河全体の歴史・文化と自然を広くアピールするためのシンボル施設(歴史)」、「新川・今上耕地の田園・水環境特性を踏まえた総合公園の整備(健康)」について検討した。

④「利根運河のフットパス」の活用に向けたインフラ整備

利根運河の“緑豊かな水辺の回廊として人と水辺空間のふれあいの場”(「利根川水系河川整備基本方針」による利根運河の位置付け)として魅力を向上させる上で、運河の堤防を中心に歩きながら、素晴らしい蛇行景観を楽しんだり、周辺の自然散策や歴史文化にふれあう「フットパス」は、利根運河の地域資源を活かす最も有効な方策のひとつである。近年、心を癒し健康増進にもなる「フットパス」は手軽な野外レクリエーションとして人気が高まっているが、多くの来訪者を惹きつけるためには、今ある良質な素材をさらに活かすための計画的な環境改善や基盤整備が必要と言える。

一つには、地域独自の個性を強くアピールする景観対策の充実である。「景観法」が制定され、多くの人々の景観に対する関心が高まり、良好な景観地域に対しては顕著な交流人口の増加が認められ、地域振興や活性化の観点からも景観対策への注目が集まっている。利根運河周辺地域についても、良好な景観要素の集積が再認識されつつあるものの、緑を分断する建造物の増加や調和を欠いた屋外広告物、電柱・鉄塔の林立など、対策を講じる必要がある課題が数多くある。これらについては、関係市の連携による「景観法」を用いた統一的な規制誘導のルール化や景観改善事業の導入を進めることが望まれる。

もう一つは、来訪者が快適かつ効果的なウォーキングを行うためのインフラ整備である。これは、フットパスのルートに近接した場所に、適度な間隔で休憩・休息施設が設けられ、これらの施設にトイレ・水飲場・四阿・ベンチや案内板・解説版などの基盤的施設が整備・配置されていることが重要である。特に年配者や女性、子どもなどの多様な利用者を見込むうえで、留意すべき基本条件と言える。今後、「利根運河フットパス」を水辺空間のふれあいの場として効果的な活用を図る上で、現況のインフラ整備状況の分析をもとに、地域的なバランスに配慮し関係市や河川管理者が一体となって計画的な整備を進めていくことが望まれる。

f. 推進組織「利根運河周辺地域合同協議会」（仮称）設立の提案

前述の各プログラムを具現化するためには、利根運河周辺 5 市並びに千葉県、国土交通省、研究機関、専門家等の連携が重要となる。そこで、本調査を契機として生まれた地域の連携を継続していくために、新たに利根運河周辺地域合同協議会を組織して、推進することを提案する。この組織は、目指す将来像に向かって、広域の視点から適切な施策を立案・選択・推進するとともに、市民向けの公聴会や説明会を開催するなどして、合意形成を図る役割を担うものと位置づけられる。